

7. 廃棄物の削減と適正処理への取り組み

取り組みの総括

当社では、「2010年度に、産業廃棄物の最終総廃棄量を1998年レベルの50%以下にする。」ことを中長期の行動計画目標に掲げるとともに、2006年度行動計画目標として、以下を掲げ活動してきました。

- (1) 撤去通信設備からの廃棄量を0.03万t以下にする。
- (2) 土木工事廃棄物廃棄量を0.02万t以下にする。
- (3) 建築工事廃棄物の再資源化率を96%以上にする。
- (4) オフィス内産業廃棄物廃棄量を0.18万t以下にする。

2006年度の実施結果

撤去通信設備廃棄量については、支店・地域会社の廃棄物処理会社への指導の徹底および処理会社の自助努力により全支店ブロックにおける再資源化率が向上し、目標を達成しました。

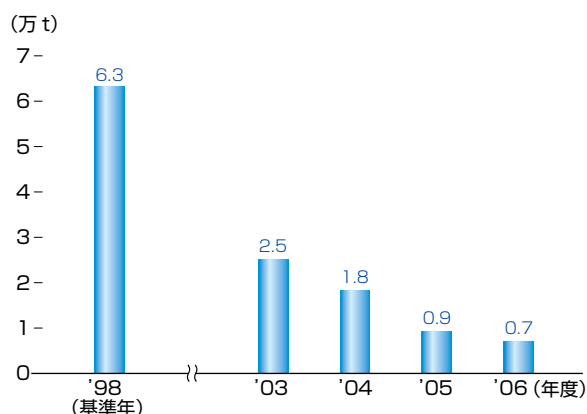
土木工事廃棄物については、一部地域でのとう道工事の施工をはじめとした建設工事項量の増加に伴い、昨年度比で0.02万tの増加となりました。

建築工事廃棄物については、再資源化率についてはわずかに目標に届きませんでしたが、95.6%という高い再資源化率を維持しています。

また、オフィス内産業廃棄物については、2006年7月に実施した大幅な組織運営体制見直しなどにもなる対象組織の拡大により、昨年度比で0.06万tの増加となりました。

上記すべての産業廃棄物の最終廃棄量合計の推移を右図に示します。

産業廃棄物(※1)の最終廃棄量の推移



※1 産業廃棄物には、撤去通信設備廃棄物、土木工事廃棄物、建築工事廃棄物、オフィス内産業廃棄物が含まれます。

撤去通信設備の適正処理と削減

撤去された通信設備は、単に廃棄するのではなく、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生使用）の3Rに努め、最終廃棄量の更なる削減に向けて取り組んでおります。

2006年度の実施結果

2006年度、排出された撤去通信設備は11.91万tにのびますが、このうち、11.89万tはリサイクルを実施し、最終廃棄量は0.02万tとなり、2006年度の目標値0.03万tおよび2010年度の目標値0.5万tをクリアすることができました。これは、端末機器等のプラスチック類に対するリサイクルを強化したことで、リサイクル率が95%から97%と飛躍的に向上したためです(図1)(図2)。

2007年度についても廃プラスチック類等のさらなるリサイクルの推進を行い、0.02万tを目標値として設定し、廃棄量のさらなる削減を目指します。

図1 撤去通信設備の最終廃棄量の推移

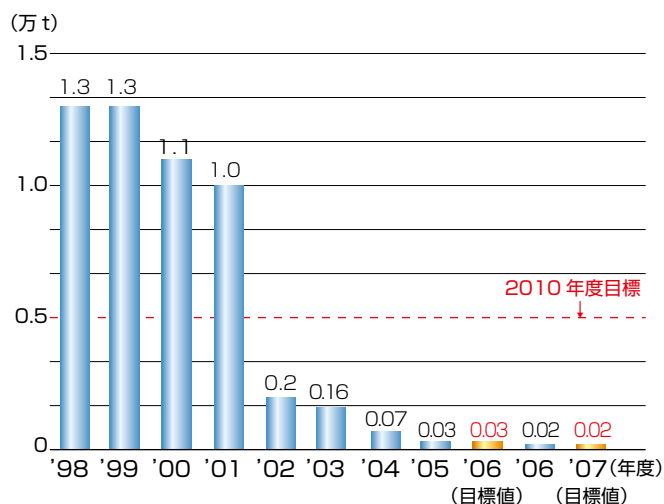
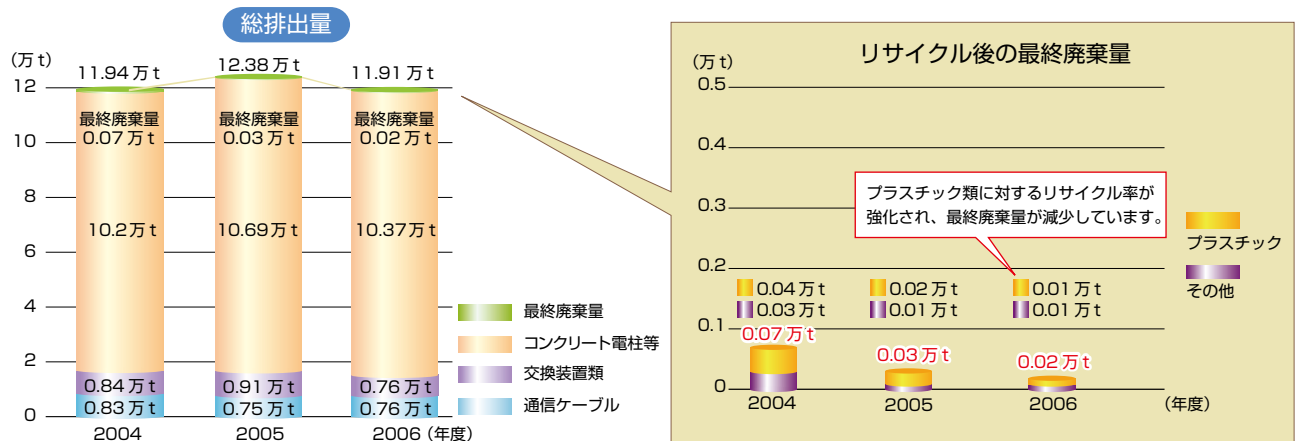


図2 撤去通信設備の総排出量・廃棄物の最終廃棄量推移



■特別管理産業廃棄物

撤去通信設備から出る特別管理産業廃棄物として交換機等の非常電源用バッテリー等がありますが、支店毎に特別管理産業廃棄物管理責任者を配置し、法律に基づいた適正な処

理を行っています。なお、2006年度の排出量は、2,788tとなりましたが、鉛極板およびプラスチック筐体部分のリサイクルを実施することにより、最終廃棄量は15tとなりました。

撤去通信設備廃棄物の適正処理

電気通信設備サービスを提供するために通信ケーブルや交換機など様々な通信設備や機器を使用しており、新サービス導入に伴う設備更改等により、既設設備の撤去が発生します。撤去された設備で再利用可能な設備は再利用し、再利用が不可能な設備については、処理実績、処理能力、処理費用の妥当性などを厳格に審査したうえで、対象廃棄物の処理資格を有する会社を選定し、処理委託を行います。

その際、処理会社に対して、日本国内での解体およびその処

理状況に関する報告義務を課すとともに、こうした一連の処理が適正に実施されているかの確認を処理会社への現場調査を随時に行うことにより、適正処理の推進を図っております。

実際の電気通信設備および電話機など端末機器の適正処理についてそれぞれ図3、図4に示します。また図内に一部記載されているリサイクルについては、次項で詳細に述べることとします。

■適正処理状況の電子管理

また、廃棄物処理法で排出事業者による発行が義務付けられている産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)については、電子化した電子マニフェストシステム(※)を2001年度から西日本エリア全域で導入しています。

これにより、廃棄物の排出から最終処分までの管理の徹底および処理結果のデータ集計を効率的かつ徹底的に行っています。

※電子マニフェストシステム:

これまでの紙媒体のマニフェスト情報を電子化し、web上でデータ流通を行うシステムのことで、厚生労働省が指定した日本産業廃棄物処理振興センターにより運営されています。主な特徴としては、記載漏れの防止を初め、紙マニフェストのような5年間の保存・管理が不要となること、情報処理センターで一元管理するためマニフェスト管理が容易かつ厳密に行えるなどのメリットがあります。

図3 電気通信設備の撤去から処理までの概要

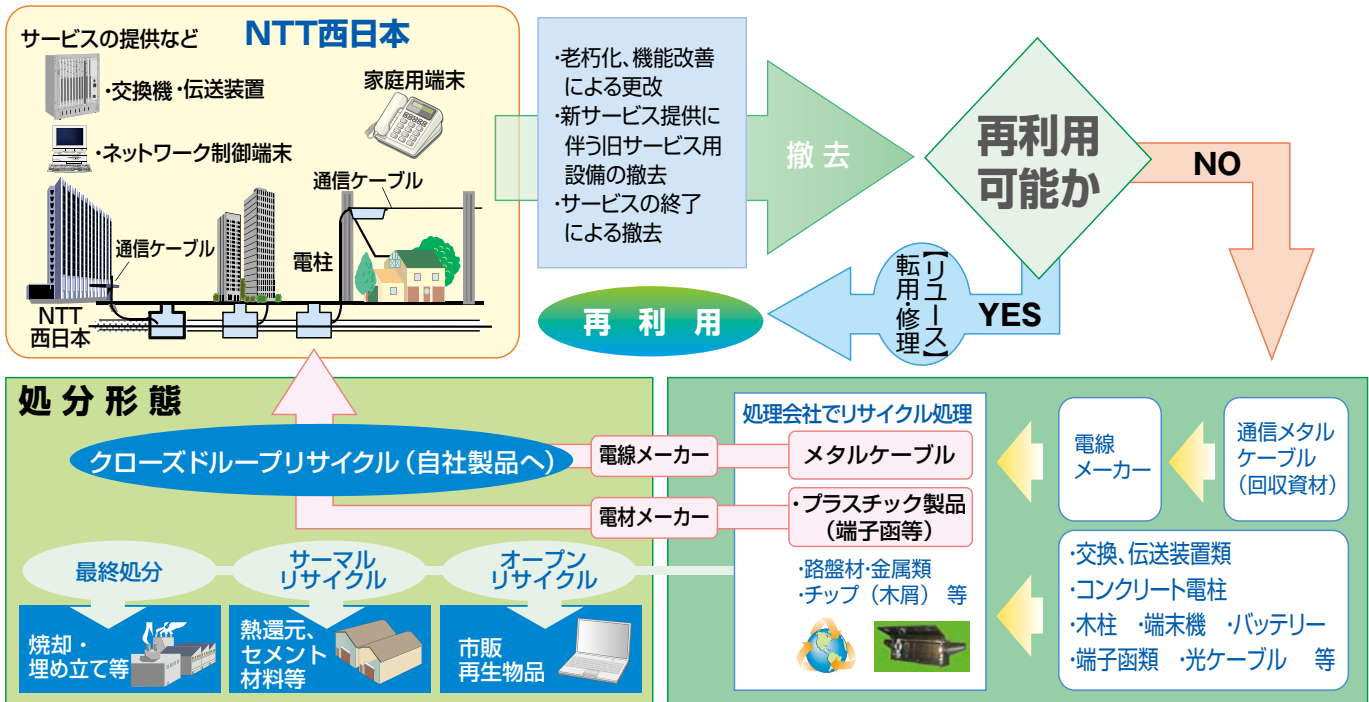
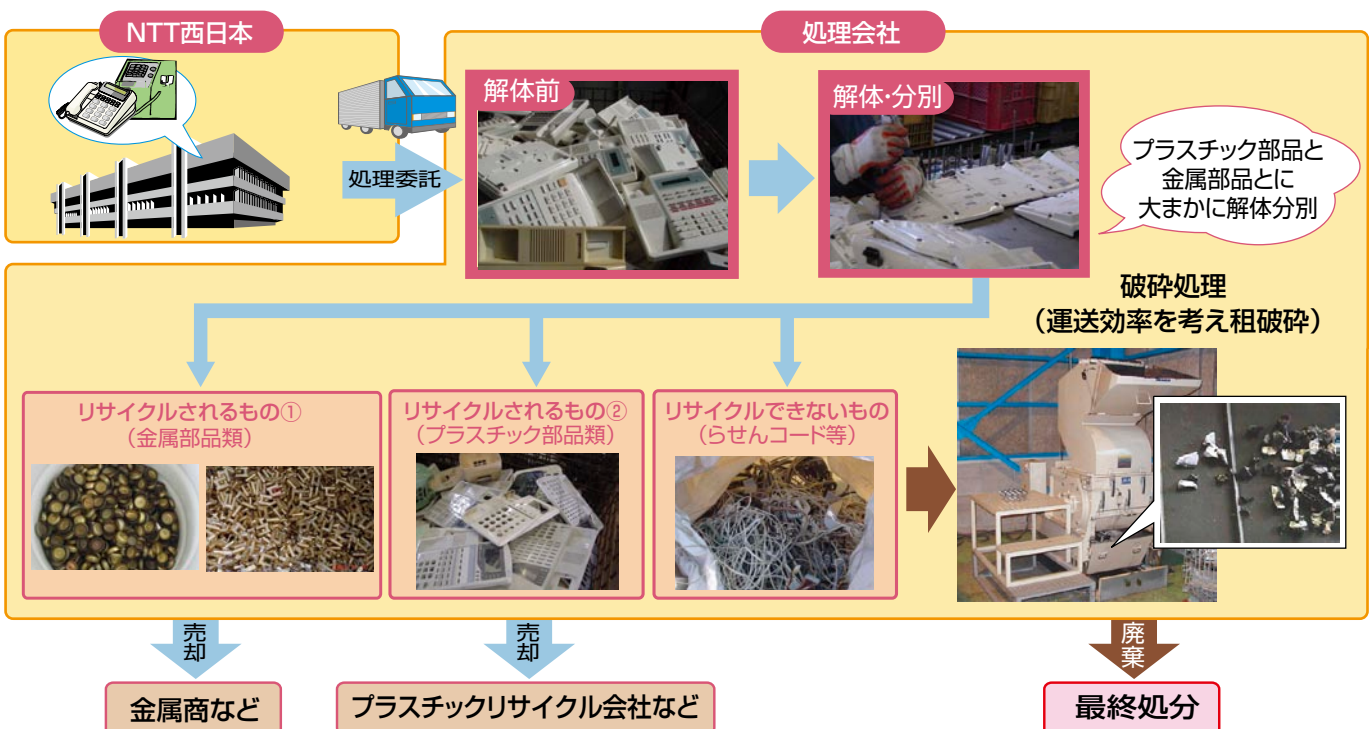


図4 電話機等端末機器の処理フロー



撤去通信設備のリサイクル

撤去通信設備のリサイクル推進

撤去通信設備のうち再利用されないものについて、品目、材料に応じて様々な用途にリサイクルを推進しております(図1)。リサイクルの推進にあたっては図2に示すように、リサイクル方法にプライオリティをつけて検討しています。即ち、当社が排出したものは、まず自ら使用する同じ物品への

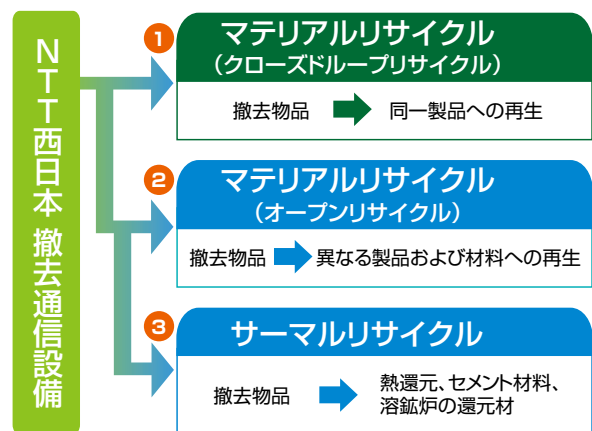
マテリアルリサイクルの実現可否を検討します(クローズドループリサイクル)。クローズドループリサイクルができない場合は、社外でのリサイクルを検討します(オープンリサイクル)。オープンリサイクルができない場合は、熱源等への利用を検討します(サーマルリサイクル)。

図1 撤去通信設備のリサイクル実施状況

排出物の品目		主なリサイクル用途	リサイクル実施率※
通信ケーブル	メタルケーブル	再生メタルケーブル 再生光ケーブル外被	100%
	光ケーブル	擬木、建設資材、セメント原料、燃料	96%
交換機等所内系設備		金属材、建設資材	99%
コンクリート電柱		路盤材、金属材	100%
木柱		角材、板、チップ、燃料	100%
端末機等		金属材 擬木、建設資材、燃料	97%
バッテリー		再生バッテリー	99%

※リサイクル実施率は概算値です。

図2 リサイクル方法の検討順位



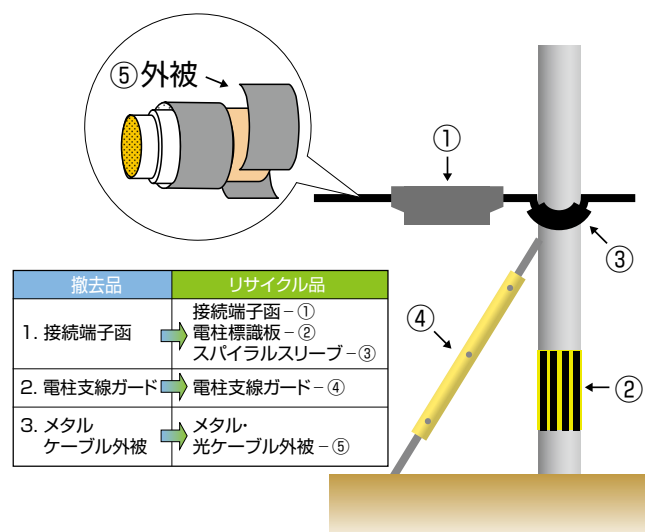
通信設備のクローズドループリサイクルへ向けた取り組み

先に記述したように、NTT西日本では、リサイクルを推進するにあたり、まず、自ら使用する同じ物品へのマテリアルリサイクル(クローズドループリサイクル)を検討することとしております。

これは、我が国の課題であるエネルギー資源の枯渇および最終処分場の逼迫問題等の克服へ向けた「循環型社会の形成」への貢献策として、当社が果たすべき責任であると考え、その推進に努めております。

当社のクローズドループリサイクルの代表例を図3および次に示します。

図3 プラスチックのクローズドループリサイクル事例



■ケーブル外被のリサイクル

撤去されたケーブルは、これまで、心線部分の銅などの金属材料についてのみ、クローズドループリサイクルを実施していましたが、2002年度、ケーブル外被のプラスチック部分についても、再び同じケーブル外被へ再利用する循環型リサイクルシステムを構築し、運用を開始いたしました。

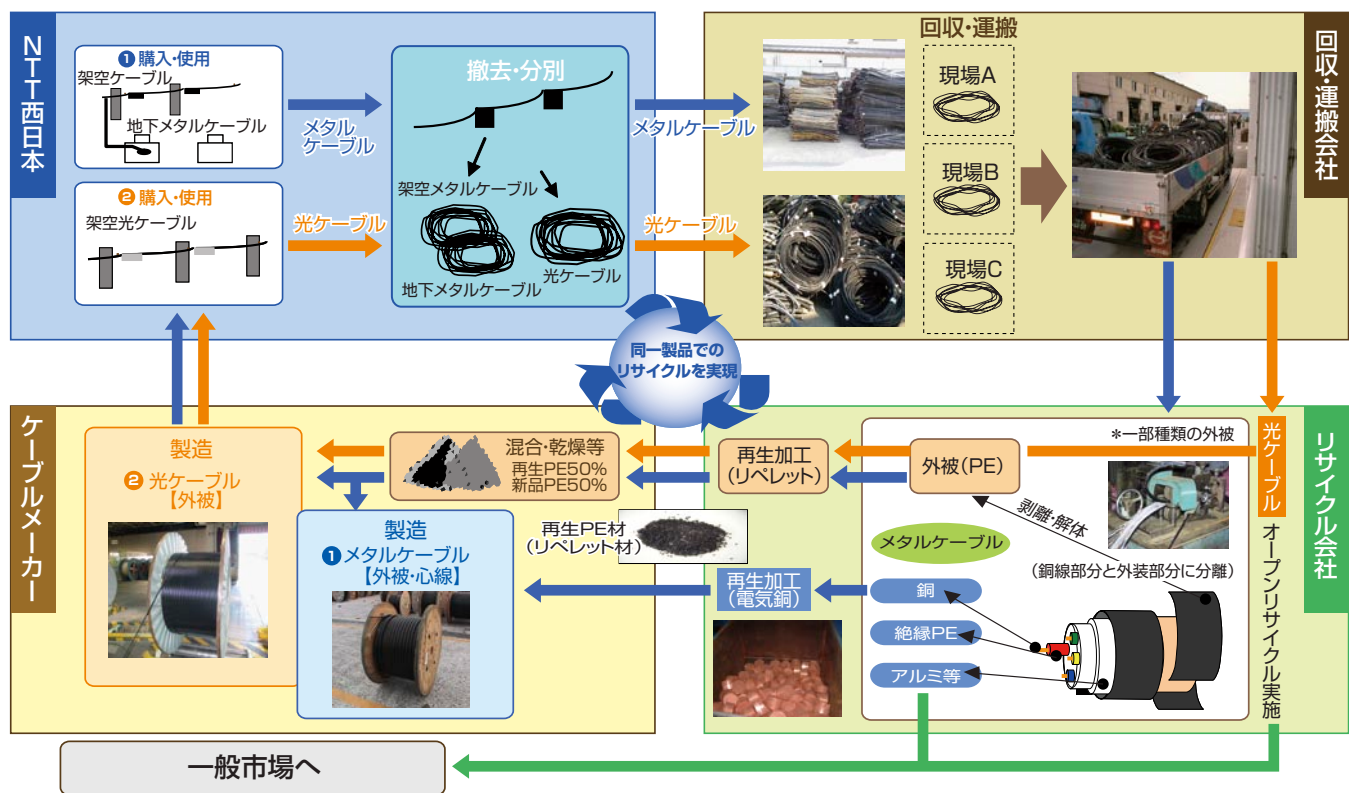
通信ケーブル外被のように高い品質が要求される製品と同じ製品へ再生する本格的な循環型リサイクルシステムの構築は、通信キャリアとして先進的な試みであり、その成果

は第5回エコバランス国際会議(※)においても高く評価されました。

2005年度には、このケーブル外被からケーブル外被へリサイクルするノウハウを活かし、ケーブル外被から光ファイバケーブル外被への再利用を実現し、ケーブル外被のクローズドループリサイクル(図4)が完成しました。

2006年度におけるリサイクル実績は、153tとなり、これはドラム缶2,630本分の石油資源削減に寄与するものです。

図4 ケーブル外被のクローズドループリサイクル



※エコバランス国際会議:

LCA (※)をはじめとする環境調和性の評価手法とその適用に関する研究や実践の成果に関する国際会議で文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省が支援している。1994年以来2年ごとに、つくば市で開催されており、2002年の第5回会議(11月6日～8日)では、研究関係者約450人が参加し、そのうち海外からは欧米・アジアを中心に21ヶ国・93人が参加した。

※LCA (Life Cycle Assessmentの略)

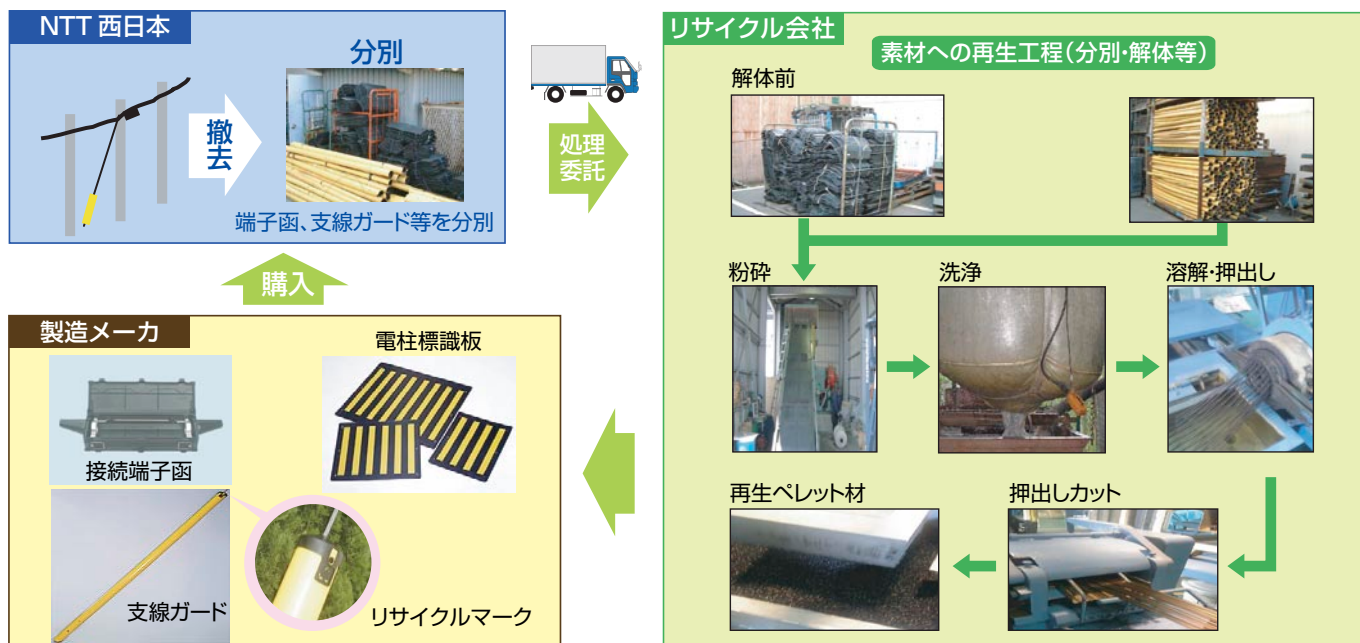
製品の「ゆりかごから墓場まで」の環境負荷をなるべく定量的、かつ総合的に評価する手法

■端子箱、支線ガード等のプラスチック製品のクローズドループリサイクル

メタルケーブル用接続端子箱や電柱支線ガードなどのプラスチック製品を同じ製品へ再生するクローズドループリサイクルを実施しており(図5)、NTT西日本発足(1999年)

から昨年までの期間で、のべ2,595tのリサイクル実績を計上し、現在も光ケーブル用接続端子箱の品目追加など更なる拡大に向けた検討を継続して行っております。

図5 プラスチック製品のクローズドループリサイクルフロー

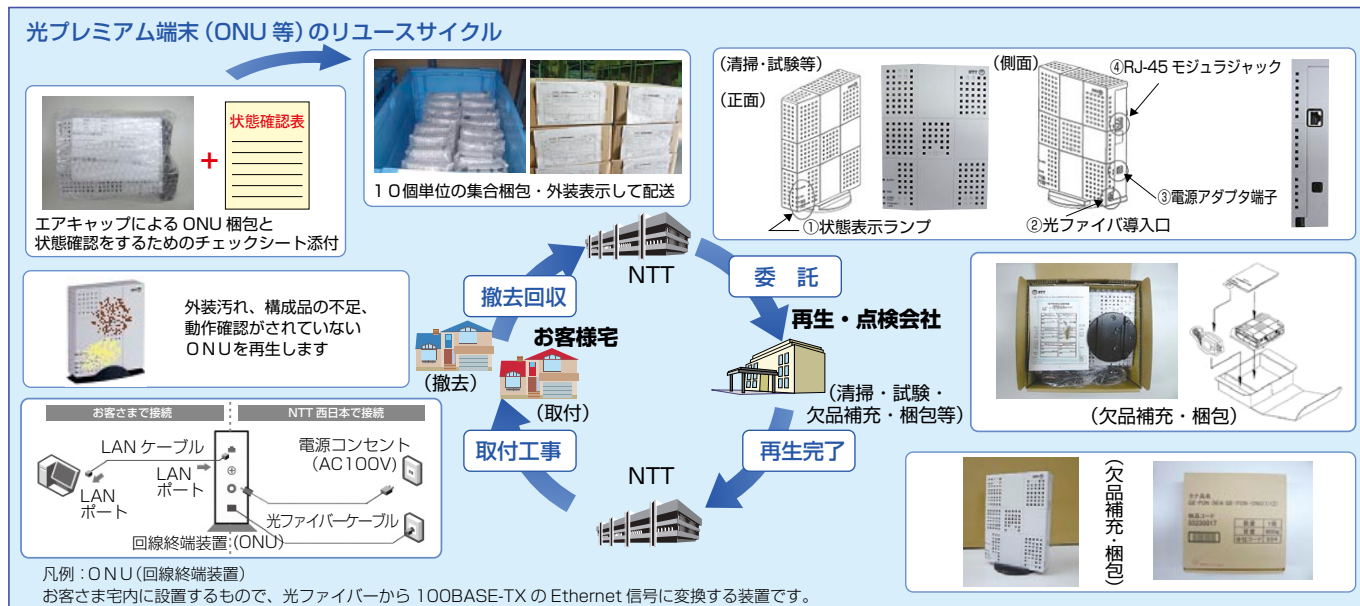


活動トピックス

■通信設備のリユースの取組み

当社では、環境負荷低減活動の一環として、2004年度より、Bフレッツサービスの解約に伴いお客様宅から撤去されたBフレッツ用ONU(お客様宅に設置される光回線終端装置)のリユースの取組みを始めました。2006年度は、2005年度よりサービスが開始されたフレッツ・光プレミアム用端末(ONU等)のリユース(下図)にも取り組んでおり、2006年度に撤去されたフレッツ・光プレミアム用端末のうち、約55,600個を再利用しました。

フレッツ・光プレミアム用端末のリユース



情報機器に使用される資源のリサイクル

情報機器の地球環境保護活動の推進についてNTT西日本グループの回収推進活動は、以下のホームページで公開しておりますので、詳しくはこちらをご覧ください。

○「使用済み電池の回収・リサイクル」および「トナーカートリッジの回収・リサイクル」

ホームページ
http://www.ntt-west.co.jp/kiki/support/eco/eco_c3.html

○「ご家庭からの使用済みパソコン(サザンクロスPC)の回収、再資源化(リサイクル)について

ホームページ
<http://www.ntt-west.co.jp/kiki/support/southern/recycle.html>

○「資源有効利用促進法の施行に伴うブロードバンドパソコン「OZFA」の対応について」

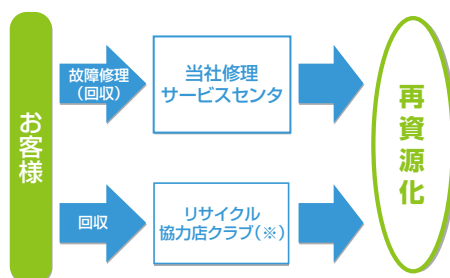
ホームページ
<http://neostyle.ntt-neo.com/neo/pcrecycle.html>

また、社内啓発活動として「販売・工事・保守担当者の地球環境保護活動ハンドブック」を発行し、情報機器の再資源化に取り組むとともに、販売・工事・保守などに携わるNTT西日本グループの社員一人一人が情報機器の地球環境保護活動を積極的に推進しております。

コードレスホンの使用済み電池の回収・再生

小形二次電池については、2001年4月より資源有効利用促進法が施行されたことに伴い、機器製造メーカーが使用済みの小形二次電池を自主回収するなど、社会的意識が高揚しているところであります。当社については、1994年からニカド電池の回収・リサイクル、2001年4月以降は、ニッケル水素電池・リチウムイオン電池の回収・リサイクルと拡大し取り組んでいるところです。小形二次電池には、ニッケル、カドニウムおよび鉛などの再資源化できる金属が使用されており、使用済みとなったものを回収し、リサイクルすることにより、再び資源として有効活用しております(図1)。

図1 使用済み小形二次電池回収リサイクルシステム



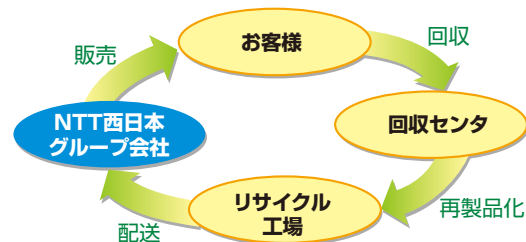
※当社が加盟している「有限責任中間法人 JBRC」の回収・リサイクル体制に協力している小売店の団体組織名

普通紙FAXの使用済みトナーカートリッジの回収・再生

当社では、従来使用後、廃棄処分を行っていた普通紙FAXのトナーカートリッジについて、NTT西日本グループ会社と連携し、回収・リサイクルシステムを構築しております(図2)。

このシステムでは、普通紙FAXを使用しているお客様からの要請に応じて、使用済みトナーカートリッジを無償で回収しており、回収後はリサイクル工場に送付し、再生しております。

図2 使用済みトナーカートリッジ回収リサイクルシステム

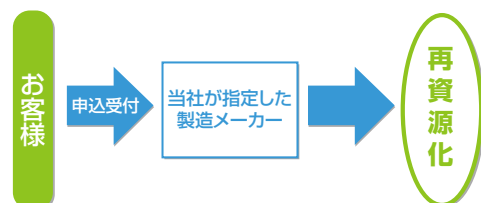


使用済みパソコンの回収・再生

2003年10月よりご家庭(個人のお客様)で使用済みになったパソコンを製造メーカーが自主回収および再資源化するように定められた資源有効利用促進法が改正されたことに伴い、当社が提供するサザンクロスシリーズおよびNTTネオメイトが提供するOZFAシリーズのパソコンについても、製造メーカーと連携し、回収・リサイクルシステムを構築しております(図3)。

この回収・リサイクルシステムでは、サザンクロスPCまたはOZFA PCを使用しているお客様から各商品の製造メーカーへ回収のお申込みいただくと、パソコン回収専用のエコゆうパック伝票がお客様宅に送付されます。使用済みとなったパソコンをお客様ご自身で梱包し、日本郵便へ引取り依頼を行っていただくと、日本郵便から回収に伺う仕組みとなっております。回収後の使用済みパソコンは製造メーカーへ送付され、当該工場でご貴金属などに再生されます。

図3 使用済みパソコン回収リサイクルシステム

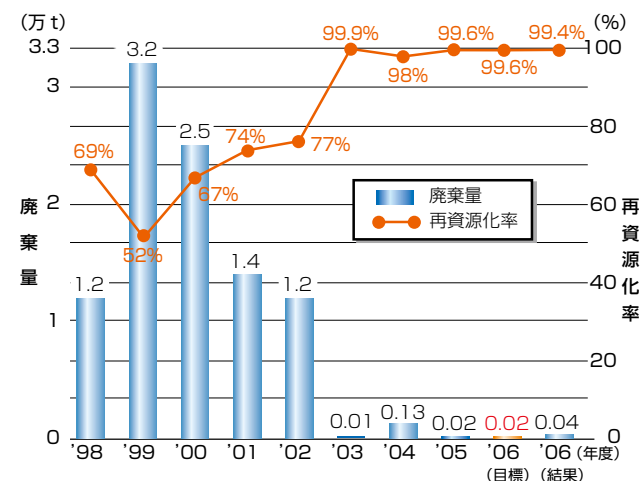


土木工事の廃棄物および発生土の削減とリサイクル

2006年度の実施結果

2006年度については、一部地域でのとう道工事の施工をはじめとした建設工事量の増加に伴い、廃棄量は0.04万t（再資源化率99.4%）となり、目標値に対して+0.02万t（再資源化率については昨年度比▲0.2%）となりました（図1）。

図1 土木工事廃棄物廃棄量および再資源化率の推移



2007年度は更なる再資源化技術の活用、基本的廃棄物処理の流れ（図2）に基づく中間処理施設の活用による積極的な再資源化を行い、目標を0.02万tを目標値として設定しさらなる削減に取り組んでいきます。

図2 土木工事産業廃棄物処理の流れ



土木工事廃棄物および発生土のリサイクル

土木工事における産業廃棄物（コンクリート、アスファルト、汚泥等）および発生土の排出量を抑制するため、従来の道路掘削工法に替わる管路推進工法（非開削工法（図3））を実用化し、2001年度以降、さらに改良を重ね様々な地盤への適用拡大を図ってきました。

また、当社が保有する延長約33万kmの地下管路設備の経年劣化にともなう設備の更改工事の抑制を目的として2001年度に管路再生技術TMライニング工法（図4）を開発、導入し設備の有効利活用を積極的に推進してまいりました。

特に土木工事の産業廃棄物のうち、コンクリートやアスファルトなどの特定建設資材については、2002年5月30日に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイ

クル法）」が施行され、一定規模以上の工事について、工事現場での分別解体の実施と再資源化が義務付けられました。当社でも法に基づき工事委託会社との間で工事請負契約書の改定を行い、再資源化を実施する中間処理業者への処理委託を義務付け、リサイクルの徹底を図ったことが数年における再資源化率向上に寄与しました。

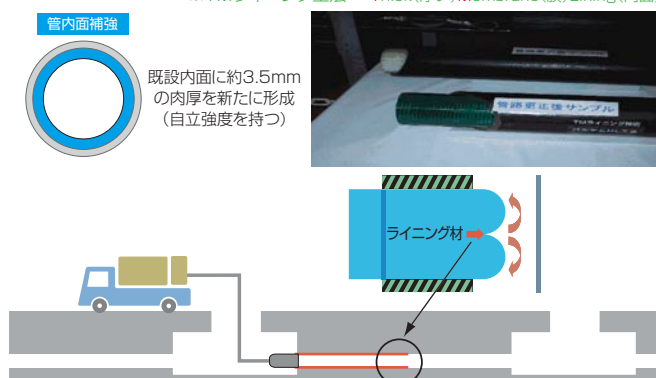
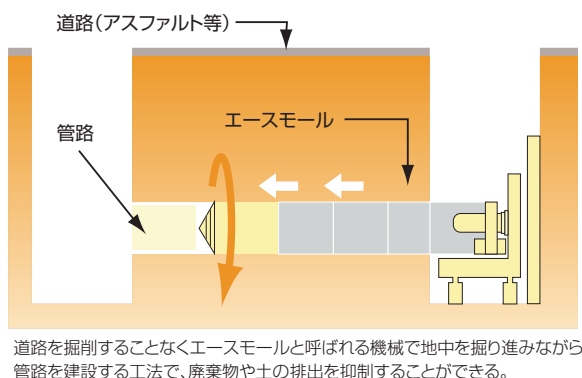
また、2006年度においては工事の施工条件や施工環境により、やむを得ず発生する廃棄物等についても、工事委託会社に対して中間処理業者への処理委託を徹底するよう指示し、さらには、中間処理業者の再資源化率や最終処分量および最終再資源化率を徹底する等の取り組みを継続的に行ってきました。

図4 TMライニング工法（イメージ図）

既設管路内にライニング材を反転挿入し、温水等により材料を硬化させ、新たな樹皮膜を形成させ管路を再生する技術である。

※TMライニング工法：Thick（厚い）Membrane（膜）Lining（内面）

図3 非開削工法（推進イメージ図）



建築工事廃棄物の削減と発生土のリサイクル

2006年度の実施結果

2006年度の建築工事廃棄物の総排出量は約7.97万t(前年度約26.0万t)であり、前年度に比べ約8.03万t減少しました。再資源化率については96%という目標に対しわずかに届きませんでしたが、95.6%という高い再資源化率を維持しています(図1)。

一方、建築工事発生土においては、排出量が6.53万t(前年度

約0.06万t)と前年度と比べ約6.5万t増加しました。再資源化率については100%という目標に対してはわずかに届きませんが、99.8%と高い再資源化率を維持しています(図2)。

2007年度も引き続き、再資源化率の向上に加え、最終処分量の削減に取り組んでいきます。

図1 建築工事廃棄物の発生量と再資源化量

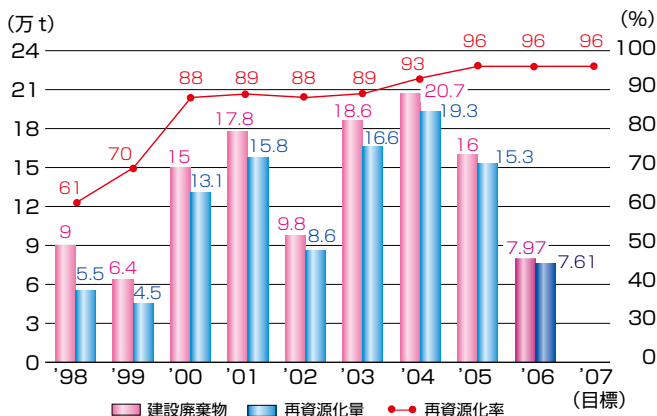
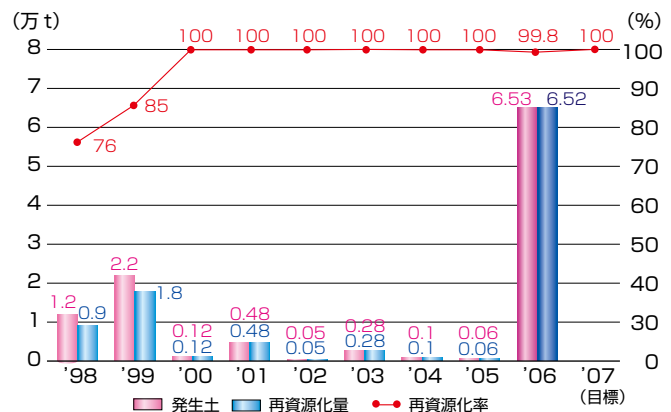


図2 建築工事発生土の発生量と再資源化量



建築工事廃棄物および建築工事発生土のリサイクル

当社は、建築元請業者への廃棄物処分計画書の作成を義務付け、建築工事で発生するコンクリート塊などの再生資源の利用促進、廃棄物発生の抑制等を推進しています。特に、建築工事における取り組みは、排出総量の管理もさることながら、再資源化率について年度目標値を設定し、排出総量の変動に関わらず、再資源化が促進されるよう取り組んでいます。建築工事に関わる副産物には、大きく「建築工事廃棄物」と「建築工事発生土」

に分類されますが、建築工事廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)の処理については、当社は建築工事の発注者であり、発注者としての社会的責任から、全ての工事について産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正な処理が行われているかどうかを確認しています。また、建築工事発生土は産業廃棄物には該当しませんが、その処理については、自主的に排出量の抑制および再資源化率の目標値を設定し管理しています。

オフィス内廃棄物の削減と適正処理

2006年度の実施結果

NTT西日本グループでは、オフィス内で不要となった机、椅子、ロッカーなどの什器類およびパソコンの再利用を推進し、オフィスから排出される産業廃棄物の削減に向け取り組んでいます。

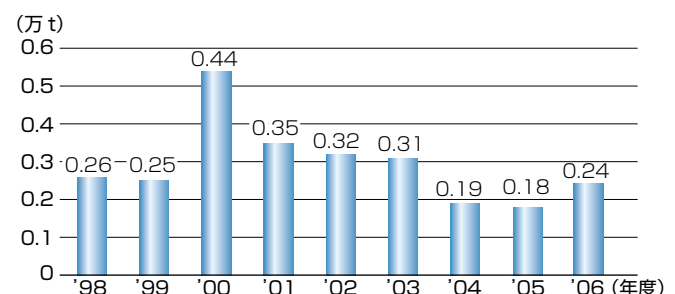
2006年度は、0.18万tの目標値を掲げ取り組み、再利用の促進や目標値管理の徹底を実施していましたが、2006年7月に実施した大幅な組織運営体制の見直し等にもなる対象組織の拡大により、実績は0.24万tとなりました(右図)。

オフィスに産業廃棄物の適正処理については、継続して廃棄物処理法を遵守するとともに、排出事業者として処理会社の適正な契約および事務処理を行っています。

2007年度は引き続き、事業所毎の目標設定および進捗管理の徹

底を行うとともに再利用の更なる促進等を図ることで廃棄量の削減に取り組めます。

オフィス内産業廃棄物廃棄量の推移



医療廃棄物の適正処理

当社の医療施設(※1)は、毎年1,000t以上の医療廃棄物を排出している状況にあります(図1)。

医療廃棄物は、主に感染性廃棄物(※2)と非感染性廃棄物に大別できますが、感染性廃棄物については、法律により特別管理産業廃棄物(※3)として、特に厳重な保管・適正処分を行うよう定められているため、各医療施設においては、毎月開催しているICT(病院内感染対策委員会)等において、感染性廃棄物に対する適正処理の徹底を図り、関係者全員による細心の注意の下、院内感染の防止に努めています。

また、医療廃棄物の保管にあたっては、廃棄物の性状に合わせた専用容器等へ適正に分別(写真1)した上で、院内感染防止のため、関係者以外が立入れない場所に施錠管理し、厳重保管を行っております。

更に、集められた医療廃棄物は、都道府県知事等の許可を受けた特別管理産業廃棄物処理会社に処理を委託の上、収集・運搬から廃棄までの処理過程をマニフェスト伝票(産業廃棄物管理票)により適正管理し、不適正な処理による環境汚染や不法投棄を未然に防止しております。

今後も、これまでの取り組みを継続し、医療廃棄物の適正な処理を行います。

※1 医療施設:

病院8ヶ所および健康管理センタ6ヶ所(2007年3月31日現在)

※2 感染性廃棄物:

血液などが付着し、人に感染する病原体が含まれているおそれのある廃棄物(注射針、血液製剤、手術等による病理廃棄物(臓器)等)

※3 特別管理産業廃棄物:

産業廃棄物の内、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するもの。

(廃棄物の処理および清掃に関する法律第2条5項)

図1 医療廃棄物排出量の推移

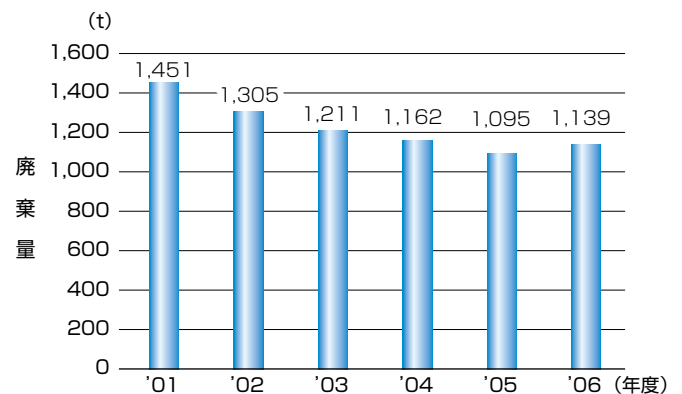


写真1 医療廃棄物の分別



注射器等の鋭利な感染性廃棄物専用BOXに封入



鋭利でない感染性廃棄物は専用段ボール箱に封入

PCBの保管状況

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は化学的に安定であり、熱分解しにくく、絶縁性がよく、不燃性であることから、電力設備関連のトランス、コンデンサ等の電気絶縁油を始め、熱媒体、感圧複写紙などに広範囲に使用されてきました。しかしながら、その毒性が問題となり1972年にPCBの生産の中止・使用の抑制がなされて以降、PCB廃棄物は無害化処理が進まないまま、事業者が保管するという形で現在に至っています。事業者にとっては、保管も長期間にわたっており、PCB廃棄物の無害化処理が重要な課題となっていました。

2001年7月15日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)」が施行になり、事業者の責務として2016年7月14日までに、PCB廃棄物

を自ら処分、または処分を他人に委託しなければいけないことと、年一回の保管状況等の届出が義務化されました。環境省の指導に基づき、PCB廃棄物のより詳細な分類等を行い、より一層の適正な保管管理に努めています。

当社としては、PCBの無害化処理が完了するまでは、PCB保管事業者として、PCB廃棄物を適正に保管するために、必要な保管施設が有すべき性能・保管の方法などについて定めた保管ガイドラインを策定しており、確実な管理を行っています。保管中の10kg以上の物品について、処理会社である日本環境安全事業(株)へ早期登録を実施し、2006年度は北九州処理事業場で22台のコンデンサを無害化処理しました。2007年度も引き続き処理を行なっていく予定です。

アスベストの撤去状況

橋梁添架・専用橋アスベストの撤去状況について

橋梁下で発生する火災から橋梁添架設備（管路および収容ケーブル）を保護するため（図1）、以前は耐火防護設備として耐火性のあるアスベスト（石綿）を使用していました。

しかし、「特定化学物質等障害予防規則」および「廃棄物処理法」の改定により、アスベストが特別管理産業廃棄物に指定され、その危険性が指摘されたことを受け、橋梁添架設備の耐火防護として、無害の新素材によるロックウール工法（※1）を開発、導入し1983年からアスベストによる耐火防護設備の撤去更改を実施してまいりました。

更に耐火防護工法等の改良を重ね1977年からは耐火性、経済性にも優れたプレキャスト工法（※2）を開発、導入し積極的に耐火設備の更改を推進してまいりました（図2）。

具体的な撤去更改につきましては、工法の開発と同時に設

備の現況調査を実施し、「旧耐火防護設備更改管理表」を作成のうえ、設備の定期検査による劣化度、損傷度等の判定結果と橋梁管理責任者が計画する橋梁架替え等の工事を踏まえ、1999年度末約550tあったアスベストによる耐火防護設備は、2003年度末までに解消予定でしたが、2003年度設備点検・工事等の中で新たな対象橋梁が確認されたことより2005年度末において、14tを残す状況となっていました。

なお、2006年度には残設備等管理を徹底し、撤去更改を行ない、結果、橋梁添架・専用橋のアスベストによる耐火防護設備については、2006年度末を以って撤去更改が全て完了いたしました。

※1 ロックウール工法

無害の新素材を使用して断熱材（ロックウール）と外装材を個別に巻付ける施工方法

※2 プレキャスト工法

無害の新素材を使用して断熱材（セラミックファイバー）と外装材とを一体化し巻付ける施工方法

図1 橋梁添架設備の耐火防護範囲

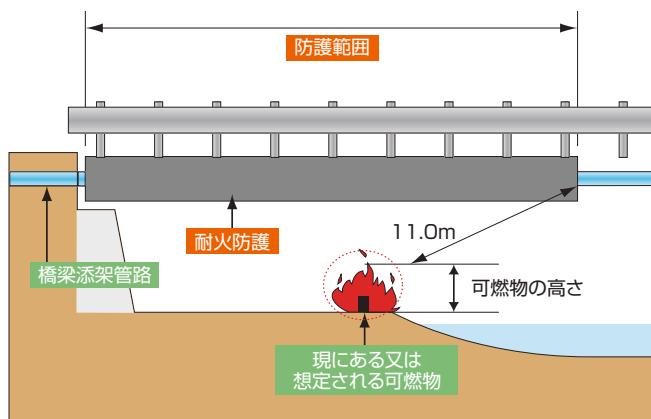
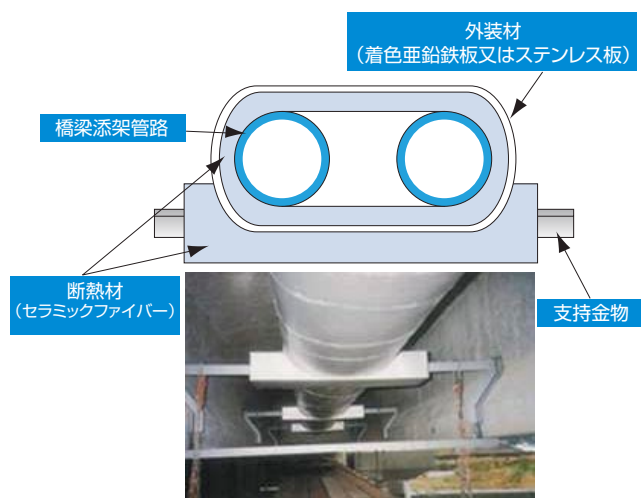


図2 プレキャスト工法



建築用アスベスト含有吹付け材の撤去状況について

当社は、建物に約12万㎡の吹き付けアスベストが使用されていましたが、アスベスト除去計画を強化するために、「2000年度末までに管理対象の実行可能な全量を撤去する」ことを目標とし、目標どおり2000年度末をもって、対象の建築用吹き付けアスベストを全量撤去していましたが、国交省の民間建物調査指示（H17.7.14）を踏まえ、2005年度、更に精度を高めた調査を実施しました。その結果新たに約6.5万㎡のアスベスト含有吹付け材が見つかり、2006年度は約0.8万㎡のアスベストを除去しました。2007年度も引き続き除去等の対策を進めていく予定です。

現在実施している建築工事に使用する建材については、ノン

アスベスト化製品を使用しています。

活動トピックス

■ “環境共生型舗装材” の導入について

“環境共生型舗装材”については、2003年度よりNTT西日本エリアにおいて「自然環境の保護」の観点から、特に、屋外に設置されている電気通信設備敷地内の防草対策として積極的に導入を進めております。

それまでの電気通信設備敷地内は、主に「碎石」「コンクリート」および「アスファルト」が使用されていましたが、「ヒートアイランド現象」「撤去時の産業廃棄物」「透水性」等々環境面で課題も多く、この課題を解消する“環境共生型舗装材”として、一定の強度を持った「土舗装」を導入して来ました(写真1)。

また、2006年度からは「土舗装」に変わる新たな“環境共生型舗装材”として、「土舗装」の持つ環境性を更に高めるとともに、NTT西日本が掲げる「ゼロ・エミッション(自社で出した廃材を再利用する)」に貢献する観点から「CPブロック舗装」の導入を進めています(写真2)。

これは、NTT西日本で使用していたコンクリートポール(電柱)の廃材を再利用して、一定の大きさにブロック化(通称:「CPブロック」と呼んでいます)したものであり、防草対策等が必要な敷地に敷設して使用するものです。

この「CPブロック舗装」の特徴は、“環境共生型舗装材”であることは勿論、土舗装と同等の透水性および対ヒートアイランド性能があり、さらには、撤去時にそれぞれ剥がされた「CPブロック」を、再度、別の場所に敷設して再利用するか、「CPブロック」を破碎して、「碎石敷材」としての再生利用が可能なことです。

写真1 RT-BOXの「土舗装」



写真2 RT-BOXの「CPブロック舗装」

